

清初兩淮鹽商に関する一考察（一）

鈴木，正

<https://doi.org/10.15017/2339081>

出版情報：史淵. 35, pp.101-134, 1946-03-31. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

清初兩淮鹽商に關する一考察(一)

鈴木正

目次

- 一、兩淮塩制概観
- 二、兩淮塩商組織(以上本輯)
- 三、兩淮塩商活躍の地盤
- 四、塩商蓄積の手段

序

鹽に課税することは必ずしも支那に限つたことではないが、支那では古來鹽課は國家經常收入の大宗をなし、わけても中世以降の諸王朝にとつて鹽利は重大關心事であつた。随つて又、これが販賣を業とする鹽商の利益も大なるものがあつたことは申す迄もなく、史記貨殖列傳に猗頓が「貲擬王公、馳名天下」と言はれたる、又白居易の詩に揚州鹽商が、州縣に屬せず天子に屬すとうたはれたる如きは、周く人の知るところである。

藤井宏學士も言はれる様に、淮浙特に兩淮は明代鹽商の垂涎の的であつた。兩淮鹽が天下に覇を唱へ

るに至つたのは明代に始まることではなく、既に唐宋時代に於いて河東鹽と並んで雄を稱せられ、元代に至つて遂に斷然他の諸鹽場を引き離して第一位を占めたことは元史卷百七十郝彬傳に、「國家經費鹽利居十之八、而兩淮鹽獨當天下之半」とあることによつて知られる。元史食貨志二鹽法に「至元十三年、既取宋而江南之鹽所入尤廣。」と見えてゐるが、こゝに江南といへるは前の郝彬傳の文と對照して所謂江淮地方を指すものと解して差支なかるべく、斯様に宋末元初の頃、既に淮鹽は所入尤も廣きものであつたのである。藤井學士の言はれる「蓋し鹽商が鹽利獲得に就いて最も顧慮する所は、その鹽場に於ける鹽の産額大にして且つ良質なること、鹽場より行鹽地に至る距離近く、交通便にして運送費の嵩まぬこと、行鹽地廣くして人口稠密なること等であり、此の條件を最もよく充足せしめるものが兩淮であり、兩浙や之に次ぎ、長蘆が之等に比して劣る」といふ形勢は清代に於いても全く同様であつた。

漢・唐・宋・元より明の中期にかけて行はれた鹽法は皆今日謂ふ所の專賣制度であるが、明の嘉靖頃から現はれ、清代に至つて一般に行はれた鹽法は、も早や專賣制度ではなく、官に於いて鹽の製造者、販賣者、産額、販賣地域（引地）を定め且つ之に對して一定の賦課を行ふものであつて、その収入は畢竟嚴密なる統制の下に徴收される一種の消費税であつた。

鹽利が國庫收入の重要部分を占めてゐるといふ點に鑑みて、清代に於いてはこれが收入確保の爲に鹽務制度にも種々工夫と改良が加へられ、その運銷法は大別して官督商銷、官運商銷、官運官銷の三種となるが、兩淮に行はれたのはその中の官督商銷であつた。

尙、こゝに注意すべきことは、清朝は元來が北狄出身の王朝で南北兩勢力を統合して成立せる國家なるが故に、前諸朝の如く北狄侵入に對抗する爲に鹽法がその軍費調達に利用されることなく、宋の入中法・明の開中法の如き特殊な制度のなかつたことである。

鹽法にあつては生産人たる窻戸と販賣人たる鹽商とがその重要な部分を擔當してゐる譯であるが、その鹽商の一例として兩淮鹽商が如何なる組織と機能をもち、事實如何なる活動をなしたか、以下清初より乾隆頃までの間に於けるこの問題について若干の考察を加へて見たい。

一、兩淮鹽制概観

清代兩淮鹽法は乾隆以後次第に崩壞の兆候を現はし、道光年間に至つて廢引改票といふ鹽務上の大改革が陶澍によつて行はれるのであるが、清初に於いては明・萬曆以後の綱法を踏襲したものであるから、一應明代の綱法について一瞥してみることとする。

萬曆四十五年、當時兩淮鹽法疏理道の職にあつた袁世振によつて新らしく綱冊凡例が作られ、翌年、その趣旨に基いて直隸巡鹽御史龍遇奇の上奏を経て綱法が實施された。それによると、淮南に於いては從來魯保(し)の惡政によつて既に永らく鹽法が破壞され、餘鹽銀(ぎん)を前納しながら未だ鹽の掣賣を行ひ得ざるものが約二百萬引もあつた。それを消化する爲に綱法といふものを設ける。それは先づ巡鹽御史の所持する紅字簿に記載せる商名の順序に従つて一冊の名簿を作りそれを十綱(即ち十組)に分け、每綱餘鹽

銀を前納せる者が二十萬引に達する様に按配する。この十綱に對して夫々聖・德・超・千・古・皇・風・扇・九・圍の名稱を附しその名稱を綱冊の冊號とする。而して毎年一綱を以て舊引を行ひ、九綱を以て新引を行ふ。舊引を行ふ一綱は唯舊引のみを行ひ、新引を行ふ九綱は新引のみを行ふ。そして新引を行ふ者は今迄の順番を超えて掣驗に赴くことが出來、舊引の後に連つて順番を待つといふ苦痛を免れることが出来る。淮南に於ける一年間の新引は全部で四十八萬六千五百九十六引だから、之を九綱に分配すると一綱當り五萬四千六十六引となる。この十字の正綱の外に既に巡檢司を通過し運鹽河畔に鹽を上堆して掣驗の順番を待つてゐるものが十餘萬引あるから、それを正綱と區別して附綱とし、一年に一萬五千六百引宛行つて十年で消化することとする。壅滯せる舊引が全部消化し終つたならば新引を漸次増加して、淮北が暫く停めてゐる新引の數を補ふこととする。

この十字綱冊は之を印刷して衆商に與へ、永く所持させて窩本とする。そして冊上に記載された商人の舊引數と睨み合せて毎年新引を割當てる。冊上に記名なき者は行鹽の權利がない。以上が綱法の大意である。この綱冊を印刷して鹽商に與へたものが窩本といはれ、これを所持しない者は鹽商たり得ないこととなつたのである。清代の引窩・根窩・窩根・窩底・窩單などはすべて窩本の別稱に他ならない。

兩淮地方に綱鹽法が行はれてゐたことは前述の通りであるがそのみではなかつた。嘉慶十一年重修兩淮鹽法志（以下單に兩淮鹽法志と略稱す）卷八には淮北淮南共に綱鹽・食鹽の行鹽地表を別々に掲載して居り、揚州府志卷二十鹽法志にも揚州原食綱鹽、後改食鹽（中略）兩淮至今綱食分行。と記されて

ある通り食鹽法といふものが行はれてゐたのである。明代以前には民戸の口數を計つて鹽を配給する戸口食鹽法といふものが行はれてゐたが、清代の食鹽法がこれと同じものであるか否かは一考の餘地がある。光緒大清會典卷二戸部に

凡鹽法、籍竈與商於官、令出鹽行鹽、量天下食鹽之戶、而均布之。

とある様に天下食鹽之戸を量つて鹽を均布するのは鹽法の通則であり、先づ戸口數を計つて行銷の定額が定まり、それに基づいて鹽産の定額も各鹽場に割當てることが出来るのであるから、「民戸の口數を計つて鹽を配給する云々」といふ加藤博士の説明を以つてそのまま清代の食鹽法を定義するものとして受取るわけには行かぬ。

再び揚州府志卷二鹽法志を見るに、

食鹽者、於單鹽過橋壩時、抽點另堆、俟鋪戶執引票以支賣。

とある如く、鹽場から運ばれた單鹽が橋（揚州府東北の入口をなす北橋、灣頭鎮の對岸）壩（壩は堤、淮北の永豐壩は清河縣にあり、淮南の泰壩は泰州にあり）等の掣驗所を過ぎる時、抽點して遠方へ運ばれる鹽とは區別して置き鋪戶即ち小賣商に賣渡すのである。橋、壩は鹽場から運出された單鹽が必ず通過せねばならぬ關門であるが、過橋壩には尙若干の説明を補足する必要がある。

兩淮鹽法志卷七によれば、鹽商が行鹽するに當つては先づ硃紙銀・請單錢糧等の手數料を納め、煩雜な手續を経た上で照單といふ購入票を渡される。商人は之を持つて所定の引數に應じて赴場買鹽し、船

に裝載して出場し、淮南では秦壩で検査をうけ（これを過壩といふ）次に白塔河巡檢司の検査をうけ、更に揚州北橋に赴いて庫大使から始めて引を渡されると、巡鹽御史親臨の下に北橋掣鹽所で引鹽の検査が行はれる。こゝを通過（これを過橋といふ）すると三汊河を経て儀徵の天池・木關外に船を停め儀徵批驗鹽引所（註）に呈綱錢糧即ち綱組織の手數料を完納し、綱運原簿たる底馬冊が商名引數に照して造られる。そこで商人は鹽船を木關内に進め、巡鹽御史親臨の下に儀所大使の掣驗をうけ、鹽は綱・食を別にして夫々綱鹽垣・食鹽垣等の公垣に擔入される。次に綱・食各鹽は別々に小包に綱を作り直される。この小包は小子若しくは子鹽といはれる。所掣を経てはじめて鹽商は江に浮び各口岸に向ふのである。要するに淮南では鹽場で鹽を買つてより江に出る迄に秦壩・白塔河・北橋・儀所等の關門を通せねばならぬ譯である。淮北は淮南に比べて鹽場の數が少く、その行鹽順路は場を出てより永豐壩・烏沙河巡檢司を経て淮北批驗鹽引所（註）の掣驗をうけ、口岸に向ふ。

兩淮の製驗機關は次の通りである。

淮南 秦壩監掣官署

白塔河巡檢司署

北橋掣鹽所

淮南批驗鹽引所

淮北

永豐壩監掣官署

烏沙河巡檢司署

淮北批驗鹽引所

そこで前に返つて、食鹽とはこれらの掣驗機關を通過した鹽が綱商の手を経ずに直接消費者に向けて賣捌かれるものであつて、長江、運河を経て各口岸へ綱運されるものが綱鹽であると言ふことが出来る。このことは次のことによつても知られる。即ち兩淮鹽法志卷八、六省行鹽表に曰く、

惟江都・甘泉二縣食鹽即於橋掣後入揚垣銷賣、高郵・寶應・泰興三州縣食鹽不經泰場北橋、徑由鹽場抵州縣治、經州縣驗掣銷賣。

これは淮南食鹽であるが、淮北のものについても亦同表に曰く、

其食鹽惟山陽一縣、經淮所稱掣即發縣銷賣。

今試みに地圖に據り食鹽口岸を調べて見ると何れも鹽場から遠くなく、淮北鹽では徐州より東南、淮南鹽では東經百十八度以東、北緯三十度以北で、何れも淮所、儀所から大體二百斤以内の地域である。即ち、食鹽法は鹽生産地に近い一定の限られた地域にのみ行はれた鹽法である。

綱鹽は明代と同様、綱冊に登録せる綱商によつて或は運河、舊黃河を經、或は長江を遡つて各口岸へ運ばれたのであるが、これは年中無制限に起運されたわけではない。綱運すべき引鹽數量は食鹽と同様に口岸各州縣の戸口數によつてその一年間の定額がきまるわけである。前述のやうに明代には各綱に聖とか徳とかいふ固有名がつけられてゐたが、清代ではその年の干支名を以て綱名とした。その二、三の

例をあげると、皇朝文獻通考卷八征權考・鹽の雍正三年の條に

尋議、除壬癸二綱積存原鹽、從前煎辦之額應仍照依平價運銷、其自雍正二年海潮淹沒以後、煎辦不繼商本自必倍增、應令該御史以本年成本之輕重、合輓運遠近腳價、酌量時價移會曉諭商民、公平買賣隨時銷售、不得禁定鹽價以商虧、亦不得高擡時價以病民。云々

とあるのは雍正二年に海潮が鹽場を淹沒せしめて産鹽減額し、鹽價は前年前々年より騰貴してゐたので、商人の利益を保護するために壬（壬寅・康熙六十一年）癸（癸卯・雍正元年）の未運存原の鹽を雍正二年の時價を酌量して値上販賣を許可しようといふのである。又同卷雍正十三年の條には、

又勅諭兩淮鹽課乙卯綱正額分年帶銷、（中略）今年漢水漲發魚市稀少。又湖南因經理貴州苗疆軍務、未暇轉運、以致漢口鹽壅未銷積至七八百萬包。是乙卯綱正額未能當年報銷、而明年丙辰綱又應接年起運、兩年並商力維艱、朕心深爲軫念。云々

とある。時に貴州に苗族の亂がありこの年の五月には平定されたけれども以後も屢々叛亂した。これが討伐軍務の影響で湖南方面には未銷鹽が七八百萬包も壅滯した。これは乙卯綱（雍正十三年分）正額中の未銷鹽であるから、これを未整理のまゝにして翌年（乾隆元年）の丙辰綱を起運したのでは商力維艱を來すばかりである。そこでこの乙卯綱未銷鹽を幾つかに分けて分年帶銷せしめようといふのである。尤も兩淮地方は先課後鹽が立前で鹽課は豫納してあるから、雍正十三年分は缺額とはならぬ譯であるが、それによつて商力困乏すればやがて鹽課滯納となつて現はれることはいふ迄もない。斯様に綱は一年間

の運銷定額を基準として組織された。

次に兩淮に於ける綱鹽と食鹽との引額を兩淮鹽法志卷八によつて比較すると次の如くである。

	淮南	淮北	計
綱鹽	一二八三九六九引	二七〇二七二引	一五五四二四一引
食鹽	二四三三八八引	二六七一〇引	二七〇〇九八引
計	一五二七三五七引	二九六九八二引	一八二四三三九引

尚、各省別に分類すれば、

江蘇 一四八六〇五引（食）

安徽 四〇八九二四引（食・綱）

河南 七七七三八引（綱）

江西 四〇九一四六引（綱）

湖北 五五九六一〇引（綱）

湖南 二二〇三二六引（綱）

となる。右の表によつて明らかなる如く、食鹽額數は兩淮綱食鹽全額の一四・二六%なるに對し綱鹽は八五・七四%であるから、兩淮鹽務とか兩淮鹽商とか云ふのは主として綱鹽・綱商のことゝ考へて大過

ない譯である。

一口に兩淮鹽商といつてもその活動の地域・態様によつて種々に區別して呼稱される。明代には鹽商をして邊境に糧粟を輸納せしめて鹽を興へるといふ所謂開中法が行はれてゐたので、邊商・內商・水商の三種があつた。これについては藤井學士が既に論究せられたが、兩淮鹽法志卷三に見える金鎮(註)の鹽法考によれば、邊商は多く沿邊土著の者で専ら米・豆・草束を輸納して中鹽し納糧證として倉鈔を貰ひ、これを鹽場の運司に提出して鹽引の交付をうけ、これを內商に賣る。內商は専ら邊商から鹽引を買つて鹽を買ひ、これを水商に賣渡す。水商は內商に代つて鹽を江湖に售賣するもので、官はこれに對して水脚(運送費)を補助する。清代には開中法は行はれなかつたから邊商といふものは存在しなかつたこと申す迄もないが、內商・水商は從來通りの名で呼ばれてゐた。即ち、兩淮鹽法志卷八に、

順治十七年五月巡鹽御史李贊元疏言、兩淮行鹽原有水內二商。內商運於淮揚、水商銷於彼地行鹽地方。各有額派口岸、某省總額若干、某府州縣分派若干、所以禁私疏壅足課通商。云々

とあり、同じく卷九順治十七年七月李贊元の言葉に

(上略)內商辦課水商行鹽、辦課者有額行鹽者無定。云々

とある如く、納課買鹽して淮安・揚州まで運鹽するのが內商であり、之を受け繼いで各府州縣口岸へ運銷するのが水商である。清史稿卷三一食貨志四には『凡商有二、曰場商主收鹽、曰運商主行鹽』とあるから、內商・水商は一に場商・運商とも呼ばれてゐたことが知られる。而してこの内・水二商の中何れ

が重要な役割を演じてゐたかと云へば、俞德淵の「論淮商」といふ一文の中に

(上略) 商人以成千累萬資本、捆鹽上載行走江面千餘里、自應聽其擇選船隻之堅固、覓僱老成可信之船戶、攬載而行。云々

とあるやうに、堅固なる船隻を擇び老成可信の船戶を僱ひ、成千累萬の大資本を擁し江面千餘里を行走して巨利を占めてゐたのは水商であつたのであるから、その史的重要性の程も自ら理解されよう。

二、兩淮鹽商組織

次にこれら水商即ち綱商の綱運組織は如何なるものであつたかをみよう。李實元によれば、

查兩淮綱冊、有一名而四五千引者、有一名而四五十引者。云々

といはれてゐるから資本の程度も大小様々であつた様である。四五千引の巨額の鹽は幾隻かの船に分載したものであらう。淮鹽備要卷七には

聞父老言、數十年前淮南資本之充實者以千萬計、其次亦數百萬計、商於正供完納而外優然有餘力、以誇多而鬪靡。於是居處飲食服飾之盛甲天下。云々

とありその資産殷盛なること天下に冠たるものがあつたのである。

然らばこれら鹽商間には如何にして統制が保たれたのであらうか。清史稿卷三二食貨志四をみると

凡商有二、曰場商主收鹽、曰運商主行鹽。其總攬之者曰總商、主散商納課。後多剝削侵蝕之弊。康

熙乾隆間革之而未能去。云々

とあるやうに總商といはれるものが全綱商の指揮統制の任に當り、之の指揮下にある他の衆商が散商といはれた。この總商制度は鹽商以外の商人團體にも屢々適用されてゐる清代獨特の注目すべきものであつた。即ち清史稿卷四^二「食貨志五茶法に「其業此者有總商有散商」とあるのによつて知られる。又外國貿易の方面をみるに、王之春の國朝柔遠記卷四雍正六年冬十一月の條に、

(上略) 浙督李衛奏稱、各洋商貿易不宜遽行禁絕、且從前止領夷人倭照我天朝、並未定有到叻作何管束稽查之法。今擬會同江南督撫諸臣、於各商中擇身家最殷實者數人立爲商總、凡內地往販之船責

令伊等保結、方許給以關牌縣照、置貨驗放、各船人貨即著商總不時稽查、如有夾帶違禁貨物及到彼通同作弊者、令商總首報於出入口岸、處所密拏。倘商總徇隱一體連坐、庶幾事有責成、可杜前弊。云々

とある。當時我日本は徳川幕府の所謂鎖國政策によつて外國貿易が極端に制限されてゐたので、支那の無頼の商民で日本人と勾結し密貿易に従事するものがあつた。そこで右の奏に見られるやうに李衛の發意によつて貿易商人間に商總制(商總¹⁸總商)を創設し、各船の人貨は商總をして不時に稽查せしめ、もし商總にして犯禁者を首報せずして徇隱することあれば一體に連坐治罪することゝなつたのである。

廣東に於いては康熙五九年に公行が組織され、行商中の財力信用共に確實なる者數人が選ばれて外國船及び外國人の檢閱監督について責任を負つた。¹⁹この總商制度を更に一段と強化したものが保商 Security

Merchant 制度である。Morse によれば廣東では乾隆改元の年より保商制度が既に發生してゐた。當初は一、二人の行商が外國船舶を保證するにすぎず、尙未だ正式の制度とはなつてゐなかつた。乾隆十五年（一七五〇年）に及んで政府は命令を下し、慣例として通事⁽²⁾が納入してゐた船鈔（入港税）及び規禮銀兩⁽³⁾を今後は保商が納入することに改めしめ、これより保商制度は始めて完全に成立した。これに關して梁嘉彬氏は次のやうに述べて居られる。

按ずるに保商なるものは乾隆十年に兩廣總督兼粵海關監督たる策楞が、行商の中には資本薄弱にして納税不能の者があつたので、各行商の中から殷實なる人を選んで保商となし彼をして輸入税を完納せしめたものである。

何れにするも保商は外國商人の委託により各種の事務を代行すると同時に、外商・船舶・船員の一切の行爲に關する責任を負ふものであるが、職責として重要なのは外商及び貧弱なる行商に代つて一括して納税することであつた。道光十四年八月二十八日、兩廣總督盧坤、廣東巡撫祁項の奏文には「貿易原係散商之事⁽⁴⁾」といはれ、矢野仁一博士も「東印度會社より特別の許可をうけて、イギリス商館と全然異つた『行』に於いて自ら貿易を行つてゐた地方貿易商或は散商（Country traders or Private traders）なるものもあつた。」とのべて居られるとほり、早くから散商といはれる貿易商があつたが、これは東印度會社の認可をうけて會社とは別個に私的貿易を行つてゐた英國の非特權商人であつた。

兩淮鹽商に於ける總商と散商との關係については、これを説明すべき十分なる資料に乏しいが、廣東

十三行商の場合の保商對行商若しくは外商との關係によつて類推の手がかりを得られる。兩淮鹽法志卷五をみると、

雍正二年十一月戶部左侍郎李周望等奏會議得條奏內(中略)查兩淮舊制于商人之中擇其家道殷實者、點爲三十總商、每年于開徵之前、將一年應徵錢糧數目核明。凡行鹽散商分隸三十總商名下、令三十總商承管催追、名曰滾總。若將三十總商盡行革去、則約束無人、倘有乏商官亦不能追比、或有逃商官亦無由查拏。云々

とあり、兩淮では鹽商の中家道殷實なるもの三十人を擇んで總商としてその名義下に他の散商を分隸せしめ、毎年鹽課徵收開始の前に一年間に徵收すべき鹽稅の數目を調査し、責任をもつて納稅を督促させるのが舊制であつた。これによれば總商制設置の主眼は保商と同じく責任をもつて官の徵稅事務の一部を代行せしめるにあつたのである。同じく李周望らの奏文中に、

兩淮積蠹權歸商總、商總雖多有主名管事之人、悉宜除去。查兩淮歷年于三十總商之內鹽院擇其辦事明白者或二三人四五人、點爲大總。一應匣費雜費由其攤派、煩雜事務亦歸料理。但爲大總者借端多派、魚肉衆商勢所必然、應如所奏嗣後不可點大總主名管事、以除加派侵欺之弊。云々

とある様に、三十總商の中でも特に辦事明白なる人物數名が擇ばれて大總となり、總商、散商を統率する地位に立つたが、この大總たるや匣費・雜費等の一切は隸下の總商に割り當てて徵收せしめ、煩雜な事務も亦これに處理させ、些細な事に藉口して衆商を勒索誅求するといふ實狀であつたので永續はしな

かつた。⁽²⁾こゝに注意すべきは大總は鹽院即ち巡鹽御史から直接選任されたもので、強大な官權を背景に持った半官半商的存在であつたことで、この點では彼の廣東貿易に於ける保商と軌を一にするものがある。

清史稿卷三二 食貨志四をみるに、

乾隆季年以逐年誤調參革者衆、於是衆商公議、完課外每引捐銀二錢以備彌補、名爲參課。迨道光末課額愈重、岩懸愈多。於是又添懸岩課、每引交銀四分而仍不足。至是國藩督直疏言、認商既交寄庫銀千餘兩、宜與保商以三年定限、凡欠在限內、於本商追繳二成、其一成綱總與出結之散商分賠、過限即無涉以免畏避。從之。

とあり、長蘆に於いては、乾隆の末頃鹽商にして鹽課未納の爲め廢業させられるものが多かつたので、衆商公議の結果規定の鹽課を完納した外更に每引二錢づつ據出して彌補に備へることとし、これを參課と稱した。道光末に至つて更に課課參革者が多くなり従つて課額もなり毎引四分でも足りなくなつたので、直隸總督曾國藩の意見に従つて、新に鹽商を認許する場合には官から庫平銀千餘兩を出して、これを新加入高の身元を保證せる保商に與へて豫備金として未納に備へ、三年間に返させる。もし期限内に完済し得なかつた場合には、その二割は新たに認許した本商に負擔させ、一割は綱總(即ち總商)と、連帶保證せる散商とで分割償還する。残りの七割は該保商の負擔すべきこと勿論である。これは清初の兩淮鹽商に関する記事ではないが、こゝに引用された曾國藩の言葉は總商制度の性格をよく物語つてゐる。

る。即ち、總商が未納者の租税に對して責任をとられ各散商も亦之に關して連帶して責任を負ふといふ點は注目せらるべきで、廣東の公行に於けると同様清朝政府の一貫した商人統制策が窺はれる。これは明らかに商人團の利益を擁護するために生れた自治的なギルド制とは似て非なるものであつて、政府が如何にして商人團を利用するかといふ觀點から創り出されたものである。然らば鹽商間には官選の統御機關たる總商の外に、自主的なギルド組織はなかつたのであらうか。兩淮鹽法志卷^二五をみる、

乾隆二十九年正月鹽政高恒奏言、淮南向於漢口設立公所、公舉一二人專司支解各官養廉及各項生息、並應酬抽豐遊客等事、名爲匣商。其餘買賣事宜並不管理。惟查養廉生息久經奏報有案、自應歸於官辦、而楚省向由賣商於舊鹽價內、扣交匣商收支以致遲延侵欠、匣商往往重利借墊、貽累商本、至於鹽務應酬汎濫日甚。

要點を摘記すれば左の諸項に歸する、

- (イ) 淮南が漢口に公所^{公所}を設立してゐた。
 - (ロ) 一二人の匣商を公舉して對官交渉や組合事務を代行せしめた。
 - (ハ) 匣商は賣買事務には無關係であつた。
 - (ニ) 匣商の職務遂行上必要な諸費用は鹽商の賣土金の中から差引いて渡されたが、これが圓滑に行はれなかつたので匣商は往々にして重利の金を借りて立替へ、結局累を鹽商に及ぼした。
- 更に同書卷^三乾隆五年七月大學士等會同戶部議奏楚省鹽價一摺には

(上略) 行鹽口岸俱係夥商在店經理、各有匣費銀兩。楚省自雍正十年清查之後、額定十二萬兩。凡商人行用以及各衙門養廉規費俱在其內。(中略) 查淮南行鹽口岸設有公匣、一切費用過於浮多。云々とある。こゝに匣費といはれる雍正十年以來毎年十二萬兩の多額の金は、組合費若しくは基金として各商から徴收されたもので、商人の行用に使はれる外、各衙門官吏の養廉費として捐納に使はれたものである。(上) 又同書卷五には、

乾隆二十九年正月鹽政高恒江西巡撫輔德會奏西省亦有公匣、其費用減於漢口。(中略) 其匣商所司不過代揚商、料理應酬等事、實屬糜費。云々

とあつて、江西省にも匣商が置かれてゐたことが知られる。鹽商から匣商に渡すべき匣費は楚省(湖南・湖北)が十二萬兩、江西省が三萬餘兩、安徽省が三萬兩、(何れも年額)といふ相當な多額に上つた。以上によつて鹽商が

(イ) 組合事務所たる公所をもつてゐたこと。

(ロ) 組合事務代行者として匣商が公舉されたこと。

(ハ) 組合費若しくは基金として匣費が徴收されたこと。

が明らかとなつた。これは明らかに鹽商が自治的ギルド組織を持つてゐたことを示すものに他ならない。このギルドが公匣(ロ)といはれる。兩淮鹽法志卷七(三)には揚州に淮北商人會館・淮南商人會館のあつたことが記されてゐるが、然し何といつても楚省口岸最重要の門戸たる漢口は、兩淮鹽商ギルドの中心地で

あつた。このことは、同書卷二、乾隆二十六年四月、大學士公傳恒等條奏の中に「各處設立厘商漢口爲最」と言はれてゐるのによつて知られる。こゝに於いて鹽商の間には大總―總商―散商といふ一聯の官設的組織と、厘商―衆商といふ自治的ギルド組織との二つのシステムが同時に存在した譯である。國家の希圖する商稅徵收と、商人の冀求する商權擁護とは兩立しがたい。即ち一にして政府と商人との双方を満足せしめる商人組織は生れることが出来なかつた。こゝに兩淮鹽商が官設の總商組織を一方に持ちつゝも、而も尙清朝政治力の最盛期に於いて之と對抗すべき自主的ギルドを組織し得たといふことは、一方官設組織の無能を示すと共に他方彼らが他日山西の金融業者と共に支那財閥の一方の雄として覇を成すに足る十分なる潛勢力を持つてゐたことを物語るものではあるまいか。

厘商は鹽商自身の便宜から設置されたものではあつたが、決して鹽商の傾使に甘んずる如きものではなかつた。前出、大學士公傳恒等の條奏に

(上略) 厘商往往指稱公用、任意開銷通綱、人衆不能獨向厘商、清算稽查全在鹽政運司實力察核、庶免侵蝕多派之累。云々

とあるやうに、厘商は往々にして公用と稱して任意に開銷通綱し、之に對して衆商は如何ともすることが出来ず、鹽政・運司の力を借るに非ずんばこれが侵蝕多派の弊を免れることが出来なかつた。總商は公厘と稱して鹽商から毎引一・二錢を徵收したがこれが總額では歲計數萬金に及んだといふ。これは總商制度が徵稅に關する責任保證制であつた點に鑒みて、鹽商に未納や破産のあつた場合に彌補すべき基

金として生れたであらうことは想像に難くないが、事實に於いては大總・總商らの徵稅事務執行手数料として彼らの私収入になつたものと思はれる。廣東に於いても行商が外國商人から行用銀^銀を徵收し、一には行商が破産して債務を辨濟し得ない場合にそれを以て支辨するための基金とし、又一には必要な場合の使途に當てられた。鹽商に於ける公匣と行商に於ける行用銀と甚だ酷似した形をとつてゐることは興味が深い。

總商の私派については、兩淮鹽法志卷^五二に、

雍正二年十一月戶部左侍郎李周望等奏會議得條奏內、(中略)又稱、凡審事出京關涉鹽政者、商總借

名私派、名曰公費、指稱送某官若干、送某要路若干、彼此侵欺開銷公帳。云々

とあるやうに、彼らは鹽商を欺騙して鹽政に關係の深い在京要路の大官を調査し、それらの人々に贈るものと稱して鹽商から金錢を捲き上げてゐたのである。

そこで、これら總商及び匣商の取上げる匣費には若干の問題があつた。同卷雍正十年三月、大學士鄂爾泰等の議奏によれば、兩淮口岸の匣費は累増六十萬の多きに達してゐるが、その中「額需匣費」(最小限必需量)の外は毎年十萬兩を超えぬやうにし、六萬兩を下江(江蘇省)に留め、残り四萬兩を上江(長江上流即ち楚岸)に留めて俱に險要の地の城垣臺寨の修理費や地方有益公事の費、又窮苦の下級胥吏の生計、補助費にしようといふのが浙督李衛、署江督(兩江總督代理)尹繼善らの意見であるが、こゝにいふ額需匣費は官吏の養廉費として進獻するものが大部分であつたことは前に一言した通りで、この匣

費の中養廉費として使はれるものは商人の情願により緝私疏引（私鹽を取締り引鹽の疏通を圓滑にする）を目的として早くから商人の捐納してゐた所の鹽規引費（註）といはれたものゝ變形と見られる。高其倬は六十萬は多すぎるからこれを二十萬に減じ、尙これらの鹽規・引費といはれる規禮銀を不時の公用に備へて官に保管しようといつてゐるが、大學士鄂爾泰らの意見では、これらの規禮は合計すれば多額に思はれるが之を胥吏・兵役・巡緝といふやうな下級文武官の飯食紙筆の費として分割すれば、一人當り數十金乃至一二百金、多くて一二千金である。然るにこの少額ながら下級官吏にとつては捨てがたい隠れた収入を廢止したら、かへつて事務能率は低下し諸務廢弛して鹽政に妨礙を來さうといふ（註）。下級官吏各個の懐に入るのは少いけれども上級官吏の手に入る所は今日我國の俸給生活に於ける賞與の場合と同様に多いのであるから、これを廢めて公用豫備金にしようといふ高其倬の説は到底實行不可能のことに屬する。これらの規禮銀がやがて官吏の養廉費支辨の重要財源として制度化し、官の收支經濟の中へ歸入されたものが歸公匣費である（註）。そこで乾隆二十六年、時に兩淮鹽務浩繁にして商力拮据せざるなき状態であつた爲、軍機大臣をして尹繼善・吉慶・高恒らと會同して之が救濟策を議定せしめた時の條奏中

一、鹽政養廉宜裁減五千、歸之公項。

一、匣商費用宜嚴加查察、以免通網派累。

といふ項目の含む意味が納得出來る譯である。卷五二により鹽政各衙門の毎年養廉銀額を通計すると四萬兩を突破するが、こゝに含まれてゐない下級胥吏の分を合算すれば更に多額になる筈であるから鹽商の

負擔は大きかつたことが知られる。

鹽商の出すべき銀兩中主要なものは言ふ迄もなく正課である。これを鹽釐を含まない國計についてみ

るに、

順治初 五六万 清史稿一二三・食貨志四・鹽法

康熙21 二七六 同 一二五・同 六・會計

乾隆18 七〇一・五 同 一二三・同 四・鹽法

乾隆31 五七四 同 一二五・同 六・會計

嘉慶5 六〇八 同 一二三・同 四・鹽法

道光27 七五〇 同 同 同

咸豐4 六〇〇餘 皇朝經世文編續集卷四九駱秉章の摺

光緒17 七四二・七六〇五 清史稿一二五・食貨志六・會計

となり歳入全額の中地丁に次ぐ第二の収入源となつて居り、その比率は前表中その算出し得るものだけについてみても大略八%乃至十二% (資料が少くて誠に貧弱な統計であるが大體の傾向を知る目安にはならう) 平均一割前後である。乾隆三十二年江蘇巡撫彰寶等の會奏によれば、この外引課以外の雜款が百八十萬六千餘兩あり、これを乾隆三十一年の引課五百七十四萬に比べると二〇・六六%に達する。

引課・雜款の外に鹽商の負擔すべき公的のものに帑息と捐輸とがあつた。帑息とは政府が利殖のため

の強制的に商人に貸つける銀兩の利息である。今兩淮鹽法志卷七によつて、兩淮鹽商の活動の全盛期たる乾隆嘉慶時代の借帑を表示すれば次の如くである。

年代	借發帑銀
乾隆 9	5.
〃 13	60.
〃 27	30.
〃 29	11.2
〃 30	10.
〃 31	3.7756
〃 35	10.
〃 36	30.
〃 41	4.
〃 46	1.
〃 49	5.
〃 50	40.
〃 54	5.
〃 58	5.
嘉慶 6	20.
〃 8	4.
〃 9	2.
計	245.9756

これらの借發帑本の利率は月二分・一分三釐・一分五釐等で可成りの高率である。この帑利は清史稿卷三二「食貨志四」に「一年或百數十萬、數十萬、十數萬不等、商力因之疲乏、兩淮河東猶甚。」といはれ、又乾隆五十三年、鹽商の積欠六十九萬八千餘兩の多きに及んだので、兩江總督孫士毅によつて發帑停止の請願がなされてゐることが記されてゐるのも兩淮鹽商のそれを推測する参考にならう。

次に捐輸(海)は軍需・河工・賑災・備公等國家の臨時支出のある場合に商人をして銀を寄附せしめるもので、清史稿卷三二「食貨志四」には

各商報効之例肇於雍正年。(中略)及嘉慶初川楚之亂、淮浙蘆東各商所捐自數十萬百萬以至八百萬、通計不下三千萬。其因他事捐輸、迄光緒宣統間不可勝舉。云々

とある。こゝにいふ嘉慶初三千萬の捐輸額は兩淮、兩浙・長蘆・山東等各處の鹽商の通計であるが、その中でも兩淮鹽商のそれが最も多額を占めてゐたであらうことは想像に難くない。今兩淮鹽法志卷二捐

輸により乾隆嘉慶兩朝の兩淮鹽商の捐輸額を表示する。(37)

兩淮鹽商捐輸額

年次	軍需報效	賑災報效	助工報效	備公報效	總計	摘要
乾隆三		1,250,000			1,250,000	貴州苗亂、江南水利
六		71,000			71,000	永定河工
七		200,000			200,000	
九				200,000	200,000	
一一		100,000		200,000	300,000	
一二				100,000	100,000	大金川役
一三	200,000			200,000	400,000	↑
一四				1,000,000	1,000,000	大金川平定
一八		200,000			200,000	
二〇	1,000,000	200,000			1,200,000	準噶爾役
二二				1,000,000	1,000,000	準噶爾平定
二三	1,000,000				1,000,000	葉爾羌回教亂
二四			17,000		17,000	回部平定
二五				100,000	100,000	廓爾喀部、泥波爾部役
二六				1,000,000	1,000,000	

清初兩淮鹽商に關する一考察

合	嘉慶					
計	六〇	五七	五五	五三	四九	四七
九	八	七	六	五	四	三
二〇,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
九,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
浙江沿海海賊討平	教匪亂平定	四川、湖南教匪役	四川教匪亂、永定河氾濫	貴州苗亂	麻爾喀役	臺灣役、安南役
甘肅回教亂	小金川役	小金川役	緬甸役			

右の如き莫大な捐輸の強制は前述せる借發裕銀の漸發と共に兩淮鹽商を疲弊させる結果となり、やがて道光年間に於ける鹽法改革の一動機をなすに至つたのである。曹一士(9)はいふ、

向來積弊每有衆商公捐之舉、其實皆非出之商人本心。緣爲大吏者每遇一事、必傳商綱授意、遂爾勸派衆商、勉強從事。究之所捐在此而所欠在彼、於國家實無裨益。每有姦商借端高擡鹽價、以致閭閻並受其累。所在官司以其方行輸捐、遂任彼所爲、置之不問。是公捐之舉、商人顯居其名、而百姓隱被其害、尤不可不永行禁止者也。

官吏は意を商人に傳へて之を勸派し、姦商はそれを口實に鹽價を高くして累を閭閻の百姓に及ぼす。而も監督官は見ぬ振りをする。こゝに於いて官吏は私腹を肥し商人は美名をあげるに反して、害をうけるのは百姓で、國家にとつても亦何らの利益もないといふ。この言葉通りには受とれぬ節もあるが、商人は鹽價をあげるによつて自らの負擔を百姓に轉嫁し得る理窟である。が然し事實は、それを殆んど不可能ならしめる條件に私鹽の問題があつた。(10) 私鹽即ち脱稅密賣鹽に對して官鹽が高價であるのは當然であつて、商人の官鹽をその上高くしては私鹽との對抗條件は益々不利となり、従つて愈々官鹽の賣行が悪くなる。従つて捐輸強制の負擔を擡價によつて百姓に轉嫁することは、あまり鹽商の利益とはならないのである。

以上にのべた引課・雜款・裕利・捐輸等は鹽商の公的支出の主要なものであるが、この外に私的支出として輕視出来ないものに陋規即ち官吏への賄賂があつた。この陋規は古來この國の社會では公然の秘

密として行はれて居り、謂はゞ官界・經濟界の潤滑油であつた。随つて兩淮鹽商が官吏から陋規を請求されたからといつて、こと新しく述べ立てる必要は少しもないが、一・二の例證をあげるならば兩淮鹽法志卷三、金鎖の鹽法考には、

天下鹽課惟兩淮最多、而天下商力惟兩淮最困。蓋正課之外私費不貲。遇一事卽有一事之陋規、經一處卽有一處之科派。云々

といはれて居り、又、皇朝文獻通考卷八^二征權考雍正三年の條に、

又以兼理鹽政、申諭各省督撫、奉諭旨、從來鹽差之弊、飛渡重照貴賣夾帶、弊之在商者猶少。加派陋規弊之在官者更多。若不徹底澄清、勢必至商人失業、國帑常虧。夫以一引之課、漸添至數有餘。

官無論大小職、無論文武、皆視爲利藪。照引分肥、商家安得而不重困。賠累日深則配引日少、配引日少則官鹽不得不貴、而私鹽得以橫行。故逐年之課難以奏銷、連歲之引盡皆壅滯、非加派之所致與。云々

とあるやうに、弊の商に發するものは少いが、加派陋規の如き官吏の致す弊はその累の及ぶ所遠く且つ深い。今にして徹底的に清算せずんば勢必ず商人の失業國帑の常虧を致さうといふ。尙、順治年間に兵部尙書の職にあつた盧詢の言葉によれば、各衙門の額規卽ち慣例的に上納せしめられる定額の陋規は、上は巡鹽御史より下は行鹽地方の總督以下下級文武官雜職に至るまで皆之をとり、この外臨時の額外誅求亦計るべからずといはれる状態であつた。

又、鹽商の惱みの一つに割没がある。これは批驗掣拏に當つて斤量超過の廉で没收されるもので、溢舳割没といはれる。溢舳割没は係官の手加減次第でどうにでもなるものであり、然もこれが多ければ多い程該官吏の成績が優良と認められるものであつたから、それを最小限で喰ひ止める爲にはこゝにも亦陋規の潤滑油を注がねばならなかつた筈である。

この外、鹽商の苦痛の種となつたものに鹽課の重徴及び地方紳士の勒索がある。皇朝文獻通考卷八、
征權考にみえる康熙九年、巡鹽御史席特納の疏によれば、

兩淮鹽法春夏行鹽秋冬納課相沿已久。原照引數徵納、並無計日催徵之例。祇因康熙七年鹽臣差遺稍遲時日、部覆、鹽差在任一日卽有一日考成之責、于徵完本年課銀外又行重徴。新鹽四月方掣新課卽于五月開徵、鹽尙未賣一引而課已催至二十餘萬。此種金錢追呼無措、非重利搗債卽典鬻赴比、最爲苦累。及查此項銀課、前差所徵仍入後差考成。例八九等月起解、九十等月到部。是商人徒受預徴之苦、而鹽課並無預徴之益、官收一金、商費數金、年々遞壓流害無窮。兩淮鹽課一百五十餘萬、每歲報完、早徴于額不增、遲徴于額不減。查民間地丁正賦尙禁預徴、商民徵納法無二。視伏乞交部議、將五十七日預徴立行停止。

とあり、新舊鹽官⁽⁴⁾の交迭に際して、後任鹽官は前任者の既に徴收せる鹽課を重徴してゐた。詳しくいへば後任者は發令と同時に考成の責任が生ずるので、着任すると發令以來の分を目割で徴收する。これを五十七日預徴⁽⁵⁾といつてゐる様である。この五十七日間の鹽課は既に前任者によつて徴收されてゐるので

あるから、豫徴であると同時に重徴である。鹽商は此の種の不法な誅求に對へる爲には或は重利の借債をなし、或は家産を典鬻せねばならなかつたといふ。之に對する世祖の回答は、前引用文に續いて、

上以預徵原非舊例、飭部再行確議、戶部覆奏該御史既稱此五十七日課銀預徵累商、應照所請、令後差御史徵收。

とあるやうに後任者が徵收すべしといふことに落着いた。これは極めて當然の解決であつた。

次に地方紳士の對商勒索については兩淮鹽法志卷五に、

雍正二年十一月戶部左侍郎李周望等奏、會議得條奏內、(中略)又稱、地方紳士不在官商名目每年坐地分派、曰別敬、又曰常規、先經革除。近又私五名色、將散商鹽引、抵充按年瓜分。查別敬常規名色久已禁革。今既除去官商之名、是現在行鹽之家居官者、尙不能稱爲官商、則並不行鹽、而將散商引歸名下、希圖取利者、亦可不禁而自革矣。

とあるやうに、散商は地方紳士の勢力範圍内で行鹽するためには別敬とか常規とかいふ名目の御機嫌伺ひ料を納めねばならなかつた。これらの私派が禁革せられた後も、名目が違ふだけで實は別敬・常規と同様の私派勒索が、官商の如き特權を持たずに弱小資本を以てする彼ら散商の上に加へられたことは右の文によつて知られる通りである。

以上本章に於いて煩冗を厭はず敢て縷述した所以のものは、鹽商が或はその組織の内部から或は外部から、或は公的に或は私的に如何に多くの勒索誅求を受けねばならなかつたかを述べるにあつた。康熙

九年、兩淮巡鹽御史席特納・徐旭齡の疏に、兩淮鹽商の六苦をのべて曰く、

- 一、輸納之苦 正雜課の外に總商の公匣等歲計數萬金
 - 二、過橋之苦 北橋掣鹽所通過に際し毎引七八分歲計數萬金
 - 三、過所之苦 儀所通過に際し未だ所掣を受けぬ前に既に江掣之費、茶果之費其他歲計數萬金
 - 四、開江之苦 過所の後、鹽船長江に浮ぶに際し帆・柱を請給する手数料其他歲計數萬金
 - 五、關津之苦 關津通過に際しその證明料金其他歲計數萬金
 - 六、口岸之苦 口岸に到着し荷揚げの際の諸費用歲計數萬金
- 各項何れも歲計數萬金に達するといふ。莫然とした數字であるけれども依つて以て兩淮鹽商の苦痛を知るに足らう。

補註。

- (1)(2) 藤井宏學士「明代鹽商の一考察」史學雜誌五四ノ五
- (3) 以上主として加藤博士「清代の鹽法について」史潮第七年一號による。
- (4) 鹽務太監の職にあり、兩淮鹽法の徹底的破壊者であつた。萬曆四十年歿。
- (5) 餘鹽とは鹽戸が毎歲官に辨納すべき正額鹽課を超え餘分に製造した鹽である。明では私鹽橫行を緩利させる爲に餘鹽の賣買が公許されてゐた。中山八郎學士によれば、『抑も明初に鹽戸の餘鹽を悉く官に買上げ、私に賣買火帶するを禁じたのは、さうすることによつて餘鹽が私鹽として流出するを防止し、鹽專賣制度の保障たらしめんとしたに外ならぬ。然るに時代が下るにつれ餘鹽の官買が行はれなくなり、代つて商人が直接鹽戸から餘鹽を買ふやうになり、成化四年には政府も之を默許し、十九年には一定の制限の下にこれを公認するに至つ

た。』明代に於ける餘鹽私買の起源（加藤博士還曆記念東洋史集說五、二三頁。）

(6) 以上明代の綱法については藤井宏學士「明代鹽商の一考察」史學雜誌五四ノ五・六・七による。

(7) 加藤博士「清代の鹽法について」は食鹽法については全然言及してゐない。平瀬巳之吉氏は「近代支那經濟史」八三頁に綱鹽法と食鹽法とを混同した曖昧な記述をして居られる。戶口食鹽法から食鹽法への發展には私鹽其他の問題と關聯して尙考究すべき餘地が尠くないと思ふ。それについては稿を改めて論述したい。

(8) 照單を以て買った鹽を單鹽といふ。照單については後文參照。

(9) 戶部に送られて引票の印刷代、紙代等に充當される。

(10) 廣盈庫大使、駐揚州。引鹽課の保管を司る官。

(11) 略して儀所といふ。

(12) 略して淮所といふ。淮安にあり。

(13) 清末同咸頃になると國用多端により鹽稅の増收を計る爲に、或は十ヶ月或は八ヶ月を以て一綱とし、その短期間に一年分の稅收を得ようといふ非常措置も講ぜられた。

(14) 金鎮は明末舉人、康熙年間江寧驛傳鹽法道副使兼署鹽運司、江南按察使、刑部郎中たり。二十四年卒。

(15) 皇朝經世文續集卷^五。俞德淵は嘉慶年間の進士。

(16) 兩淮鹽法志卷一順治十七年六月巡鹽御史李贊元疏。

(17) 清、李澄撰十卷、道光初年成る。文中に數十年前とあるは乾隆中期に當る。

(18) 梁嘉彬著「廣東十三行考」山内喜代美譯、八八頁。

(19) H. B. Morse はこのことについて次の如く述べてゐる。『雍正六年八月、各行の行商中より一人の股實にして信すべき者を選任して、the chiefs of Hong's (總商)となしたが、これは支那政府が貧弱なる商人の外人を欺騙することを防ぐ目的からなされた。』The Chronicle of the East India Company trading to China; vol. 1, p. 188

(20) 手數料の名目でとり上げた賄賂。The Presents of T'aelis.

(21) Morse, ibid. p. p. 247, 260, 268, 269

(22) 山内喜代美譯前掲書一〇五頁。

(23) 近代中國外交資料輯要上卷所收、故宮博物院藏、軍機處檔案。

(24) 一種の組合費、詳しくは後述する。

(25) 兩淮鹽法志卷八^三律例に『雍正三年戶部議准、兩淮舊例子商人之中擇家道殷實者、點爲總商、歷年開徵之前將一年應徵錢糧數日核明。凡散商分隸總商名下、令其承管催追、嗣後該鹽政運司不時查訪、遇有分外科派、無故私索者、一經發覺從重治罪。又議准、歷年巡鹽千總商之內、擇其二三人或四五人、點爲大總各項加派衆商、嗣後禁止點大總主名管事、以除加派侵欺之弊。云々』

(26) こゝに謂ふ保商は、公行組織に於ける保商制を鹽商に適用したもので、固定的な機關であつたとは思はれない。新加入商人の身元保證人たる總商を斯く稱したのであらう。

(27) 會館、公所については夙に加藤博士の諸研究がある。

(28) 兩淮鹽法志卷四^四にみえる鹽政準奉の言葉もこのことを裏書してゐる。曰く『乾隆八年十一月、鹽政準奉奏言(中略)臣伏查、湖廣匪費布稅充公等項皆係准鹽運楚成本、爲兩湖文武各官養廉公費、暨漢口一切鹽務支用、皆關計日必需之項。云々』

(29) 匪費は公匪費の略と解せられるが、公匪は又匪費と同義にも用ひられてゐる。皇朝文獻通考卷八^五にみえる康熙九年兩淮巡鹽御史席特納、徐旭齡の疏には『(上略)綱總又有科斂、謂之公匪、除正納外必費一二錢。云々』とある。綱總の科斂を公匪といつてゐるのは、兩人が綱總即ち總商と匪商とを混同したもののか、或は總商も匪商の例に倣つて鹽商から銀兩を徵收し、それを公匪と名づけたものか明らかでないが、何れにしても公匪が匪費のいみに用ひられたことは知られよう。

(30) 兩淮鹽法志卷五^六、雍正十年二月兩江總督、署理雲貴廣西總督、高其倬の奏覆によれば、雍正二年に兩淮鹽商の匪費負擔が多きに過ぎるので戶部左侍郎李周望が欽差されて之が清查に當り、その中四十九萬餘兩を裁減して銀二十萬餘兩に止めたが、その際江西、湖廣等の口岸の匪費は清查不充分であつたので、鹽政伊拉齊が匪商の吳煊、總商の黃光德らに命じてその細數を査定せしめたことは、兩システムが並行的に存置されてゐたことを示す。

(31) 矢野仁一博士「阿片戰爭と香港」二十六頁に『西曆一七七九年即ち乾隆四十四年には更に十二人の行商が對外貿易を専ら取扱ふことになつて、將來行商が破産して債務を辨済することが出来ない場合には、それを支辨する目的を以て行用銀 (Consoo Fund) と稱する基金が設けられ、對外貿易に對して新貨物税が課せられることゝなつた。』又、『イーヤス (J. Bonley Eames, 'The English in China 1909, London) によれば「行用銀の事務を取扱つたものは行商であつたが、これがために設けられた新稅銀は大部分行用銀に入らずして、彼らの私腹を肥すことにより外國商人は新たに負擔を増したのみであつて、行用銀が目的とした所の利益は一つも達することが出来ず、行用銀中に記入せられた銀額はたゞ帳簿上の銀額であつて、或は官憲が諸種の費用にこれを支出せしめ、或は行商みづからその必要な使途にこれを費し、約五十年の後行商が破産して債務辨済の途がなくなるに至つた時、その必要に應ずべき行用銀は一つもなく、これがアヘン戰爭の一原因となつたのである」といつてゐる。』とある。

(32) 鄂爾泰ら議奏中にみえる高其倬 (註30) の意見に、『各衙門核存鹽規原係爲之緝私疏引、出自商人情願。云々』又、同じく卷五に、『雍正七年九月戶部尙書署理江南總督事務范時繹疏言、兩淮鹽商尙有致送上下兩江巡撫司道以及府廳州縣各官規禮一項內、每年鹽規銀四萬二百五十兩、引費四萬二千七百一十兩、先經欽差戶部左侍郎李周望等清查浮費之時、議令商人照數付送各官、各官自行送交藩庫代補虧空。云々』

(33) 卷五に、『(上略) 高其倬請將各衙門規禮存公備用。查此項規禮合之爲數若多、分之則一處止一二千金或一二百金或數十金不等。爲吏胥兵役巡緝飯食紙筆之費、若再行裁革、此等人役豈能枵腹辦事、必至推諉遷延諸務廢弛、干鹽政大有妨礙。云々』

(34) 卷五乾隆五十三年七月戶部議覆鹽政全德奏摺中、同年四、五、六月の毎引成本(所要資本)合計の内譯によれば口岸歸公匣費が、

湖廣引鹽では二錢四分一釐八毫六絲二微一纖六沙

江西引鹽では四錢三分七釐九毫七絲三忽二纖

(引費) 一錢三分六釐三毫九絲六忽二微九纖七沙

卷八に泰州等處引費に關する撰者佶山の解說に、『謹按此自雍正六年始、原係各口岸商人致送各官規費、江督

范時釋奏明交納運庫、解部歸公。とあり、又江廣匪費歲徵八萬兩の解説に、「謹按此自雍正十一年始、因戶部議定、江廣匪費應減銀四十餘萬兩、內酌存八萬兩、以五萬兩貯下江藩庫、三萬兩貯上江藩庫、留備地方公事。云々とある。藩庫は布政司所屬の庫である。

(35) 引課以外の諸雜税は一括して雜款と呼ばれる。(加藤博士、「清代の鹽法について」)

(36) 清國行政法卷六に、「捐ハ臨時ニ財政ノ窮乏ヲ補フノ目的ヲ以テ賦課スル公課其他ノ收入ナリ。蓋シ捐ハ義捐ノ義ニシテ、固ヨリ捐者ノ自由意思ニ出テザルベカラズ。國家一度ビ公課トシテ強制徵收セバ、既ニ名ツケテ捐ト云フコトヲ得ズ。義捐ト強制トハ兩立スベカラザルノ觀念ナリ。而モ猶ホ臨時ノ公課ヲ冠スルニ捐ノ名ヲ以テスルハ人民ヲシテ其負擔ニ依リテ國家ニ報效セシムルノ意ニシテ、究竟美名ヲ街ヒテ聚斂ノ讒ヲ免ル、ニ過ギザルナリ。」といへるやうに、元來は非強制的なるべきものであるが、事實は強制的な臨時税であつた。摘要稱は平瀨巳之吉氏「近代支那經濟史」二三七—二三九頁参照。同書にも兩淮鹽商捐輸表を掲げてゐるが可成り誤りがあるので別に作製した。

(37) 廣東に於いても鹽商は行商と共に多額の獻金を強要されたことが梁嘉彬氏「廣東十三行考」(山内喜代美氏譯)四四一頁に語られてゐる。

(38) 皇朝經世文編卷五請停商捐并申鹽禁疏、曹一士は雍正八年の進士。

(39) 私鹽については後章に詳述する筈である。

(40) 金鎮は明末の舉人、康熙二十四年卒。註(14)参照。

(41) 鹽政(詳しくは總理鹽政大臣)は康熙以來多く各省督撫の兼任であつた。

(42) 皇朝經世文編卷九商鹽加引減價疏

(43) 鹽商からの徵稅事務は運使(運使を置かぬ地方では鹽法道)及びその下級官廳の管掌する所であつた。鹽務官廳の詳細については、清國行政法第五卷三〇三頁以下を參看せられ度い。

(44) 北京、揚州間は直距離にして約九百軒、直行毎日四里(十六軒)平均として五十六日を要する。今から二百七十年前の旅行としては五十七日位は要したであらう。

(45) 地方紳士のかゝる態度は、咸豐三年創設以來清末迄經濟界に於いて大きな役割を果した釐金の一種たる鹽釐の

清初兩淮鹽商に關する一考察

萌芽と見ることが出來よう。

(47) 皇朝文獻通考卷八二征權考。